

2019年8月9日

KDDI まとめてオフィス株式会社  
KDDI まとめてオフィス関西株式会社  
KDDI まとめてオフィス中部株式会社  
KDDI まとめてオフィス東日本株式会社  
KDDI まとめてオフィス西日本株式会社

## 消費税率の変更に関するお知らせ

KDDI まとめてオフィス株式会社、KDDI まとめてオフィス関西株式会社、KDDI まとめてオフィス中部株式会社、KDDI まとめてオフィス東日本株式会社及びKDDI まとめてオフィス西日本株式会社は2019年10月1日からの消費税率の変更に伴い、消費税などの取り扱いについて下記の通りご案内します。

### 記

#### 1. 適用消費税率について

2019年10月1日以降、提供する商品・サービスなどのご利用分より、経過措置が適用されるものを除き消費税率10%を適用します。また、一部軽減税率が対象となる飲食料品などについて軽減税率8%を適用します。

#### 2. 複数月、年または複数年を一括前払いでお支払いいただいた保守サービス・ライセンス料金など

消費税率の10%への引き上げ日以降に、消費税法および締結済みのご契約に基づき、提供期間が2019年10月1日以降に係る部分につき、新税率10%と旧税率8%との差額を別途（2019年10月以降）ご請求します。

以 上